

## 生活相談員の資格要件について《地域密着型通所介護》

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項で以下のとおり定める生活相談員に準ずるとされています。

「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有する者」

①

②

### ①社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

- ①大学又は専門学校で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- ②厚生労働大臣指定養成機関又は講習会の修了者
- ③社会福祉士
- ④厚生労働大臣指定資格合格者（現在は実施されていない）
- ⑤同等以上の者として厚生労働省令で定めるもの

↓

\*社会福祉法施行規則第1条の2で以下のとおり規定

- ①精神保健福祉士
- ②大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者

### ②これと同等以上の能力を有する者

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に係る「同等以上の能力を有すると認められる者」は厚生労働省からは明示されていません。

基準が曖昧ですので、和歌山県の解釈と同様に、以下のとおり取り扱うことといたします。

- (1) 社会福祉主事任用資格（下記★参照）
- (2) 社会福祉士
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 介護福祉士
- (5) 介護支援専門員
- (6) その他同等以上と認められる能力を有する者  
(※介護業務の実務経験（管理者は除く）が1年以上ある者)

↓

生活相談員の経歴書を申請書（届出書）に添付してください。

#### (★) 社会福祉主事

社会福祉法第19条で「社会福祉主事は、年齢20年以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある者」であって、かつ、「学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者」とされています。